

ID: 200

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市民会館条例 第8条(第15条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和49年条例第39号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の使用許可を取消し、又は使用を中止し、若しくは使用を制限することができる。この場合、使用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会はその責を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) その他、教育委員会が必要と認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市民会館条例 第9条第1項		
例規番号	昭和49年条例第39号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第9条 使用者は、使用許可の際、次の各号に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 会館使用料 別表に定める額</p> <p>(2) 付属設備器具使用料 教育委員会が別に定める額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市の機関が直接使用する場合は、無料とする。</p> <p>3 教育委員会が特別の事由があると認めるときは、第1項の会館使用料を減免し、又は別に納付期日を指定することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例 第6条		
例規番号	昭和61年条例第13号		
【基準】	<p>第4条、第6条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (使用許可の取消等)</p> <p>第6条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後第4条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市久保講堂の設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	昭和61年条例第13号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用料は、別表に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。 2 市の機関又は市行政に直接関係のある団体が使用し、若しくは教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	市指定有形文化財の現状変更等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市文化財保護条例 第15条第4項		
例規番号	昭和51年条例第29号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 273

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市文化財保護条例 第40条第3項において準用する第15条第4項		
例規番号	昭和51年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第40条第3項において準用する第15条第4項の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には第15条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 275

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名根拠条項	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例 第9条		
例規番号	平成21年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第7条、第9条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可をしないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) 営利目的の使用と認めるとき。 (6) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 この条例に違反し、又は使用の許可を受けた後、第7条に規定する事由が生じたときは、教育委員会は許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市二宮尊徳資料館の設置、管理及び使用条例 第10条		
例規番号	平成21年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第10条 研修室の利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1011

担当部署: 教育委員会事務局 文化課

処分の概要	許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止命令又は許可の取消し(第38条第1項の許可(一の市の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物に関する別に教育委員会規則で定める行為に係るものに限る。))に係るものに限る。)		
例規名 根拠条項	栃木県文化財保護条例 第38条第3項(第13条第4項の準用)		
例規番号	昭和38年栃木県条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第38条第3項において準用する第13条第4項の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第38条</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。 (現状変更等の制限)</p> <p>第13条</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日